

5 東彼杵町規則第 1 4 号

東彼杵町個人情報保護法施行条例施行規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 3 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町個人情報保護法施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び東彼杵町個人情報保護法施行条例(令和5年条例第2号。以下「条例」という。)を施行するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び条例で使用する用語の例による。

(個人情報ファイル簿の作成)

第3条 法第75条第1項に規定する個人情報ファイル簿は、個人情報ファイル簿(様式第1号)によるものとする。

(開示請求書)

第4条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第2号)によるものとする。

(本人確認に必要な書類等)

第5条 法第77条、第91条及び第99条に規定する請求の手續において本人であることを証明するために必要な書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 運転免許証、個人番号カード、旅券、健康保険の被保険者証その他法令の規定に基づき交付された書類であつて、開示請求をしようとする者が本人であることの確認をするため必要と認められるもの
 - (2) やむを得ない理由により、前号に掲げる書類を提出し、又は提示することができない場合には、当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するために必要と認められる書類
- 2 代理人が本人に代わって請求する場合は、戸籍抄本、委任状その他の資格を証明する書類及び代理人自身であることを証明するために必要な書類を提出し、又は提示しなければならない。この場合において、代理人自身であることを証明するために必要な書類については、前項の規定を準用する。

(開示決定の通知等)

第6条 法第82条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める様式により行うものとする。

- (1) 保有個人情報を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(様式第3号)
 - (2) 保有個人情報を開示しない旨の決定 保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書(様式第4号)
- 2 条例第4条第2項の規定による決定期限の延長の通知は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書(様式第5号)により行うものとする。

3 条例第5条第1項の規定による決定期限の特例の延長の通知は、保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書(様式第6号)により行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

第7条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第7号)により行うものとする。

2 法第86条第2項の規定による通知は、第三者意見照会書(様式第8号)により行うものとする。

3 法第86条第1項又は第2項の規定による意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該意見書を提出するときは、保有個人情報の開示決定等に関する意見書(様式第9号)により行うものとする。

4 法第86条第3項に規定する書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書(様式第10号)とする。

(電磁的記録の開示方法)

第8条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴

(2) 前号に掲げる記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイに出力したものの視聴又は光ディスクその他の電磁的記録媒体に複製したものの交付が容易であるときは、当該電磁的記録の視聴又は当該複製したものの交付により開示を行うことができる。

3 保有個人情報が記録されている行政文書を閲覧し、又は視聴する者は、行政文書を汚損し、又は破損しないように、丁寧に取り扱いなければならない。

4 前項の規定に違反するおそれがあるときは、当該閲覧又は視聴を中止させることができる。

第9条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書(様式第11号)により行うものとする。

(費用負担の額)

第10条 条例第3条第2項に規定する保有個人情報の写しの交付に要する費用の額は、別表に定めるとおりとする。この場合において、写しの送付を要した場合、その費用は実費とする。

2 前項に規定する費用は、納入通知書によって納付するものとする。

(訂正請求書)

第 11 条 法第 91 条第 1 項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書(様式第 12 号)によるものとする。

2 実施機関は、前項の訂正請求書に係る保有個人情報が開示を受けたものであることを確認するために必要があると認めるときは、訂正請求をしようとする者に対し、保有個人情報開示決定通知書の提示を求めることができる。

(訂正決定の通知等)

第 12 条 法第 93 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定通知書(様式第 13 号)により行うものとする。

2 法第 93 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書(様式第 14 号)により行うものとする。

3 条例第 6 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書(様式第 15 号)により行うものとする。

3 法 95 条の規定による決定期限の特例の延長の通知は、保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書(様式第 16 号)により行うものとする。

(提供先等への通知)

第 13 条 法第 97 条に規定する書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書(様式第 17 号)とする。

(利用停止請求書)

第 14 条 法第 99 条第 1 項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書(様式第 18 号)によるものとする。

(利用停止決定の通知等)

第 15 条 法第 101 条第 1 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定通知書(様式第 19 号)により行うものとする。

2 法第 101 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書(様式第 20 号)により行うものとする。

(利用停止決定等期限延長通知書)

第 16 条 条例第 7 条第 2 項の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書(様式第 21 号)により行うものとする。

(利用停止決定等期限特例延長通知書)

第 17 条 法第 103 条の規定による決定期限の特例の延長の通知は、保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書(様式第 22 号)により行うものとする。

(審査会への諮問)

第 18 条 法第 105 条第 3 項において準用する同条 2 項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書(様式第 23 号)により行うものとする。

(運用状況の公表)

第 19 条 運用状況の公表は、広報紙又はインターネットの利用によりこれを行う。

(補則)

第 20 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
(東彼杵町個人情報保護条例施行規則及び東彼杵町特定個人情報保護条例施行規則の廃止)
- 2 東彼杵町個人情報保護条例施行規則(平成 17 年規則第 9 号)及び東彼杵町特定個人情報保護条例施行規則(平成 27 年規則第 19 号)は、廃止する。

別表(第 10 条関係)

区分	交付媒体の種類		単位	金額
写しの作成	用紙(日本工業規格 A 列 3 判まで)	白黒	1 枚	30 円
		カラー	1 枚	70 円
	光ディスク		1 枚	100 円
	上記以外		—	実費相当分
写しの送付	—		—	送料及び梱包等必要な費用の実費相当分

備考

- 1 写しの作成において、1 枚の用紙に両面複写をした場合の費用については、2 枚として計算する(カラーについては、両面複写を行わない。)。
- 2 図面等の写しの作成を業者に委託した場合の費用については、その委託の額とする。

様式第 1 号

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称		
実施機関の名称		
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称		
個人情報ファイルの利用目的		
記録項目		
記録範囲		
記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備 考		

様式第2号

保有個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関の長) 様

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒 TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

- 2 求める開示の実施方法等（本欄の記載は任意です。）

ア、イに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 東彼杵町役場における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () <実施の希望日> 年 月 日
イ 写しの送付を希望する。

- 3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

(ア) 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
任意代理人委任者

（ふりがな）

(イ) 本人の氏名

(ウ) 本人の住所又は居所

エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

(開示請求者) 様

(実施機関の長)

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（全部開示 ・ 部分開示）

--

2 不開示とした部分とその理由

--

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、町を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等

(2) 東彼杵町役場における開示を実施することができる日時及び場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。）

時間：

場所：

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

(開示請求者) 様

(実施機関の長)

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 82 条第 2 項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、町を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

様式第5号

文 書 番 号

年 月 日

(開示請求者) 様

(実施機関の長)

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第83条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

様式第 6 号

文 書 番 号
年 月 日

(開示請求者) 様

(実施機関の長)

保有個人情報開示決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 84 条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 84 条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
残りの保有個人情報について開示決定等をすすめる期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

(第三者利害関係人) 様

(実施機関の長)

第三者意見照会書 (法第86条第1項適用)

(あなた、貴社等)に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る保有個人情報に含まれている(あなた、貴社等)に関する情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

様式第 8 号

文 書 番 号

年 月 日

(第三者利害関係人) 様

(実施機関の長)

第三者意見照会書 (法 86 条第 2 項適用)

(あなた、貴社等) に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律 (平成 15 年法律第 57 号) 第 77 条第 1 項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第 86 条第 2 項の規定に基づき、御意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
法第 86 条第 2 項第 1 号 又は第 2 号の規定の適用 区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第 1 号 <input type="checkbox"/> 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている (あなた、貴社等) に関する 情報の内容	
意見書の提出先	(課室名) (連絡先)
意見書の提出期限	年 月 日

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

(実施機関の長) 様

(ふりがな)

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名)

住所又は居所

(法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地)

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出
します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障 (不利益) がある部分 (2) 支障 (不利益) の具体的理由
連絡先	

(反対意見書を提出した第三者) 様

(実施機関の長)

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

(あなた、貴社等) から 年 月 日付で「保有個人情報の開示決定等に係る意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 86 条第 3 項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、町を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

東彼杵町役場
(担当者名)
(電話)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

(実施機関の長) 様

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

〒 TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 87 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等		
実施の方法	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 複写したものの交付	① 全部 ② 一部 ()
	(3) その他 ()	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前 ・ 午後

4 「写しの送付」の希望の有無

[有 : 同封する郵便切手等の額 円]
[無]

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

(実施機関の長) 様

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

〒 TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 91 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

1 訂正請求者 本人 法定代理人 任意代理人

2 請求者本人確認書類

- 運転免許証 健康保険被保険者証
 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）
 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書
 その他（ ）
※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） イ <u>本人の氏名</u> ウ <u>本人の住所又は居所</u>
4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

(訂正請求者) 様

(実施機関の長)

保有個人情報訂正決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 93 条第 1 項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、町を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

(訂正請求者) 様

(実施機関の長)

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 93 条第 2 項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、町を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

様式第 15 号

文 書 番 号
年 月 日

(訂正請求者) 様

(実施機関の長)

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 94 条第 2 項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

様式第 16 号

文 書 番 号

年 月 日

(訂正請求者) 様

(実施機関の長)

保有個人情報訂正決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 95 条の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 95 条の規定（訂正決定等の期限の特例）を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

(他の実施機関の長等) 様

(実施機関の長)

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

(他の実施機関の長等) に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 92 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 97 条の規定により、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
訂正請求者の氏名等保有個人情報の特定するための情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

(実施機関の長) 様

(ふりがな)

氏 名

住所又は居所

〒 TEL ()

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 99 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	開示決定通知書の文書番号： 日付： 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第 1 号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止、 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第 2 号該当 → 提供の停止 (理由)

1 利用停止請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
2 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。

3 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）

ア 本人の状況 未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
任意代理人委任者

（ふりがな）

イ 本人の氏名

ウ 本人の住所又は居所

4 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 戸籍謄本 登記事項証明書 その他（ ）

5 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。

請求資格確認書類 委任状 その他（ ）

(利用停止請求者) 様

(実施機関の長)

保有個人情報利用停止決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 1 項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、町を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

(利用停止請求者) 様

(実施機関の長)

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 101 条第 2 項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

※ この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、実施機関に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）の規定により、この決定があったことを知った日から 6 か月以内に、町を被告として、長崎地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から 6 か月以内であっても、決定の日から 1 年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

様式第 21 号

文 書 番 号

年 月 日

(利用停止請求者) 様

(実施機関の長)

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 102 条第 2 項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

様式第 22 号

文 書 番 号

年 月 日

(利用停止請求者) 様

(実施機関の長)

保有個人情報利用停止決定等期限特例延長通知書

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 103 条の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
法第 103 条の規定（利用停止決定等の期限の特例）を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

(審査請求人等) 様

(実施機関の長)

諮問をした旨の通知書

年 月 日付けの(実施機関の長)に対する審査請求について、下記のとおり東彼杵町個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105号第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報の名称等	
審査請求に係る開示決定等[訂正決定等、利用停止決定等]	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問 号

<本件連絡先>

東彼杵町役場

(担当者名)

(電話)

